

地域活動支援助成要項

【対象事業年度:令和6年度】

1 目的

地域における生活課題に対応する活動等を行っている団体に備品購入費等を助成する。

2 対象団体

社会福祉法人、NPO法人、自治会等の地域団体、社会福祉活動を行う民間の非営利団体及びグループ

3 対象事業

対象団体が実施している次の事業のうち、公的補助金や他の財源(民間団体からの補助金又は助成金)の対象とならないもの

- ①日常的に支援を必要とする人への生活支援事業
(例:買物、ゴミ出し、住宅の小修繕や家具の配置換え、通院や外出の際の移送など)
- ②高齢者、障害等を有する就労困難者、引きこもり・ニートなど社会参加への支援を必要とする人への就労・交流支援事業
- ③その他新たな地域課題に対応する支援事業

4 対象外経費

- ①具体的事業を伴わない団体の運営費・備品整備費等の事業費(単に社会福祉施設や自治会が管理する建物などへ備品を整備する事業など)
- ②社会福祉法で規定された社会福祉事業に要する経費
- ③団体の役職員に対する謝礼
- ④その他、本会が不相当と認めたもの

5 対象事業年度

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業。なお、備品・車両の購入については令和6年12月28日までに完了する事業を原則とするが、やむを得ない事情があると認められる場合には令和7年3月31日までに完了する事業も対象とする。)

6 対象経費及び助成基準

- ①就労支援や移動支援に必要な車両整備費(3年間を限度とする。)
 - ア 車両購入費(ただし、自動車登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費は対象外経費とする。)
助成額 100万円以内
助成率 事業費(対象外経費を除く。)の90%以内
 - イ 車両のリース料(3年間を限度とする。)
助成額 30万円以内(年額)
助成率 年間リース料の3分の2以内
- ②通院・買物等の移動支援に要する車両の燃料費
助成額 20万円以内(年額)
助成率 100%
- ③活動に必要な備品整備費(3年間を限度とする。)
助成額 30万円以内
助成率 90%以内

④運営経費

光熱水費、通信費、材料費、広報宣伝費、印刷費、活動に伴う損害保険料、電話・ファックス・コピー機・パソコン等の賃借料(ただし、公的補助金の対象とならない場合に限り、かつ3年間を限度とする。)

助成額 10万円以内(年額)

助成率 100%

⑤ ①～④に含まれない事業費(3年間を限度とする。)

助成額 30万円以内

助成率 90%以内

7 応募方法及び助成決定

①所定の申請書、添付書類を団体の所在する市町村共同募金委員会・分会(社会福祉協議会内)へ提出

②申請締切 令和5年5月22日(月)※当日の消印有効

③助成決定 申請内容を審査のうえ令和6年3月開催の理事会で決定

8 その他

助成を受けたときは、当会が指定する助成明示を行うことを条件とする。

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>